

公募型指名競争入札実施要綱

平成6年4月6日 管理第30号
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、各部局長、各地方部局長あて
農政部長、土木部長、住宅都市部長、
水産部長、林務部長、出納局長

[沿革] 平成7年6月26日管理第322号、9年6月27日建情第115号
12年7月11日建情第643号改正

このことについて、公募型指名競争入札実施要綱（平成6年4月6日付け管理第30号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「公募型指名競争入札実施要綱の制定について」）を別紙のとおり改正し、平成7年7月1日から適用することとしたので、事務処理を適正に行ってください。

なお、この通達は平成7年7月1日以降に入札に係る公募を開始するものから適用するものとします。

農政部事業調整課契約指導係
土木部管理課工事管理係
住宅都市部総務課契約係
水産部漁場整備課工事管理係
林務部林政課工事管理係
出納局総務課企画係

別紙

公募型指名競争入札実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、北海道が発注する工事の請負契約を、公募した者の中から競争入札の参加者を選考して行う指名競争入札(以下「公募型指名競争入札」という。)の方法により実施するに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2 支出負担行為担当者(北海道財務規則(昭和45年規則第30号。以下「財務規則」という。)第204条の19及び第204条の20の規定に基づき公有財産取得事務の依頼を受けた部長を含む。以下同じ。)は、比較的、規模が大きく、かつ、技術的難度の高い工事のうちから適当と認めたものについて公募型指名競争入札を行うものとする。

(入札参加希望者の公募)

第3 支出負担行為担当者は、入札期日の前日から起算しておおむね40日前に公募内容を、新聞紙、掲示その他の方法により周知するものとする。

(入札参加希望者の要件)

第4 公募型指名競争入札の指名を受けようとする者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 財務規則第143条の規定に基づき知事が作成した競争入札参加資格者名簿(工事関係)中、発注工事と同種の工事種別に登録されている者で、かつ、支出負担行為担当者が指定する工事等級以上に格付されていること。

(3) 入札執行日までの間、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局通達「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

(4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第17条に規定する特定建設業者で、北海道内に同法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

- (5) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が4年以上であること。
- (6) 発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。
- (7) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任で配置できること。
- (8) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (9) 発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 共同企業体の場合にあつては、前9号のほか、別に定める共同企業体としての要件も満たしていること。

なお、共同企業体として参加する場合は、その構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

(入札の参加申請)

第5 公募型指名競争入札の指名を受けようとする者は、別に定める公募型指名競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)を支出負担行為担当者に提出しなければならない。

2 支出負担行為担当者は、申請書の提出期限の設定に当たっては、図面、仕様書等の閲覧を開始する日の翌日から起算しておおむね10日とするものとする。

(入札参加希望者の要件の審査及び指名業者の選定)

第6 支出負担行為担当者は、第5第1項の申請書を受理したときは、合議制の組織(以下「委員会」という。)においてその内容を審査させるものとする。

2 委員会は、前項の審査結果を指名選考委員会に報告するものとする。

3 指名選考委員会は、前項の報告を受けた者のうち指名対象者としての要件を満たした者の中から公募型指名競争入札参加者を選考するものとする。

4 支出負担行為担当者は、前項の選考結果に基づき公募型指名競争入札参加者を指名したときは、書面で当該指名業者及び非指名業者(第1項の審査により指名対象者としての要件を満たさなかった者を含む。)に通知するものとする。

5 支出負担行為担当者は、前項の非指名業者に対する通知には、当該通知をした日の翌日から起算して5日(北海道の休日に関する条例(平成元年条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に指名されなかった理由について求めることができる旨、併せて通知するものとする。

6 支出負担行為担当者は、前項の理由を求められたときは、原則として理由を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、非指名業者に対し書面によ

り回答するものとする。

7 支出負担行為担当者は、前項の回答において、回答を受け取った日から5日（休日を含まない。）以内に、指名されなかった理由の説明について求めることができる旨、併せて通知するものとする。

8 支出負担行為担当者は、前項の説明を求められたときは、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、非指名業者に対し書面により回答するものとする。

9 支出負担行為担当者は、前項の回答において、指名されなかった理由についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、再苦情の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。

（その他）

第7 この要綱の実施に関し必要な事項は、農政部長、水産林務部長及び建設部長が別に定めるものとする。

公募型指名競争入札実施要領

平成6年4月6日管理第31号
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、各部局長、各地方部局長あて
農政部長、土木部長、住宅都市部長、
水産部長、林務部長

[沿革] 平成7年6月28日管理第323号、12年7月11日第644号改正

このことについては、公募型指名競争入札実施要領（平成6年4月6日管理第31号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長通達「公募型指名競争入札実施要領の制定について」）を別紙のとおり改正し、平成7年7月1日から適用することとしたので、事務処理を適正に行ってください。

農政部事業調整課契約指導係
土木部管理課工事管理係
住宅都市部総務課契約係
水産部漁場整備課工事管理係
林務部林務課工事管理係

別紙

公募型指名競争入札実施要領

(目的)

第1 この要領は、公募型指名競争入札実施要綱（平成6年4月6日付け管理第30号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「公募型指名競争入札実施要綱の制定について」。以下「要綱」という。）第8の規定に基づき、当該要綱の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加希望者の公募)

第2 要綱第3に規定する公募内容は、おおむね次に掲げる事項について行うものとする。

なお、詳細については公募内容説明書により行うものとし、その内容は、発注工事ごとに支出負担行為担当者が定め、公募後、速やかに配布を開始するものとする。

- (1) 入札に付す事項（工事名、工事場所、工期、工事の概要等）
- (2) 入札参加希望者の要件
- (3) 公募内容説明書等の配布期間、場所等
- (4) 公募型指名競争入札参加申請書等の提出期間、場所等
- (5) 入札保証金の有無

(入札参加希望者の要件)

第3 支出負担行為担当者は、発注工事の内容に応じ、要綱第4に規定する入札参加希望者の要件により難い事情があるときは、入札参加希望者の要件の内容を変更することができるものとする。

なお、この場合の変更は、当該工事の履行上必要な限度とするものとする。

(入札の参加申請)

第4 要綱第5第1項に規定する公募型指名競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）は、別記第1号様式によるものとし、当該申請書には次の書類を添付するものとする。

なお、提出方法は、持参によるものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。

- (1) 類似工事施工実績調書（別記第2号様式）
- (2) 類似工事施工実績を証明する書面（工事実績証明書（別記第3号様式）又はこ

れに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し）

(3) 配置予定技術者調書（別記第4号様式）

(4) その他支出負担行為担当者が必要と認める書類

（指名業者及び非指名業者に対する通知）

第5 要綱第6第4項の通知は、指名業者にあつては建設工事事務取扱標準様式（昭和48年4月2日付け局総第151号副出納長通達）別記第11号様式「指名競争入札の執行について」（以下「指名通知」という。）により、非指名業者にあつては別記第5号様式により行うものとする。

（非指名業者に対する理由の説明）

第6 要綱第6第5項の規定に基づき非指名業者がその理由を求める場合は、支出負担行為担当者に対し書面によりこれを行わせるものとする。この場合、郵送又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。

2 要綱第6第6項に規定する非指名業者に対する回答は、別記第6号様式によるものとする。

3 要綱第6第7項の規定に基づき非指名業者がその理由の説明を求める場合は、支出負担行為担当者に対し書面によりこれを行わせるものとする。この場合、郵送又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。

4 要綱第6第8項に規定する非指名業者に対する回答は、別記第7号様式によるものとする。

（再苦情の申立て）

第7 非指名業者が、指名されなかった理由の説明に不服があり、要綱第6第9項の規定に基づき再苦情の申立てを行う場合は、支出負担行為担当者に対し書面によりこれを行わせるものとする。この場合、郵送又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。

（指名の取消し）

第8 支出負担行為担当者は、要綱第6第4項の規定に基づき指名した者が次のいずれかに該当すると認めるときは、指名を取り消し、その者に書面により通知するものとする。

(1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められるとき。

- (2) 要綱第5の規定に基づき提出のあった申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」）第2第1項の規定による指名の停止を受けたとき。

（設計図書等の閲覧等）

第9 発注工事に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、公募を開始した日から入札日の前日までの間、支出負担行為担当者が指定する場所において閲覧に供するほか、入札参加申請する場合に限り、閲覧期間中、複写させることができるものとする。

2 前項の閲覧期間、閲覧場所等については、支出負担行為担当者が定め、公募内容説明書において明らかにするものとする。

3 設計図書等に対する質問及び回答については、その提出期限、提出方法、受付場所、回答期限等について、支出負担行為担当者が定め、公募内容説明書において明らかにするものとする。

（入札の執行）

第10 支出負担行為担当者（入札執行者）は、必要があると認めたときは工事費内訳書の提出を求めることができるものとし、その旨を指名通知書において明らかにするものとする。

（入札の無効）

第11 公告に示した入札参加希望者の要件に該当しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び建設工事競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、その旨を指名通知書において明らかにするものとする。

（その他）

第12条 部局長（支出負担行為担当者）が行う北海道財務規則（昭和45年規則第30号）第12条第5項に規定する知事への承認申請は、入札参加希望者を公募する前に行うものとする。

2 部長等（教育長及び警察本部長を含む。）は、要綱及びこの要領により難い特別の事情があるときは事前に出納局長と協議し、別に取り扱いを定めることができるものとする。

公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

申請者

住所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

(共同企業体の場合は企業体名を冠すること)

平成 年 月 日付けで入札公告のありました次の工事に係る公募型指名競争入札に参加したいので関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

2 添付書類

- (1) 類似工事施工実績調書
- (2) 類似工事施工実績を証明する書面
- (3) 配置予定技術者調書
- (4) その他支出負担行為担当者が必要と認めた書類

注「㊞」は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押すこと。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第 2 号様式

類似工事施工実績調書

申請者名

(共同企業体の場合は構成員名)

受注者名				
工事名等	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	(市町村名)		
	契約金額			
	工期	平成年月日~平成年月日		
	受注形態	単体/共同企業体(出資比率%)		
工事概要				

注 1 公告において明示した発注工事と類似する元請としての施工実績(工事が完成し、引渡済みのものに限る。)について記載すること。

2 この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。

3 「受注者名」欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。

4 類似工事施工実績を証明するものとして、工事实績証明書(別記第3号様式)又はこれに代わる書面(契約書等の写し)を添付すること。

5 共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体の協定書及び附属協定書のそれぞれの写しを添付すること。

(用紙寸法 日本工業規格 A 4)

工 事 実 績 証 明 書

(発注者)

様

受 注 者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

㊟

次の工事を履行したことを証明願います。

事業 年度	工事名	工事概要	施工場所	契約金額	工期	契 約 年月日	完 成 年月日	履 行 状 況

上記工事を履行したことを証明します。

平成 年 月 日

発注者(証明者)

㊟

- 注1 この様式は、類似工事施工実績を証明するため使用すること。
 2 この様式は、申請者が共同企業体の場合は各構成員ごとに作成すること。
 3 「契約金額」欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体として請負金額のほか構成員として出資割合を記載すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第 4 号様式

配置予定技術者調書

申請者名

(共同企業体の場合は構成員名)

氏名		(現場代理人)	(監理技術者)	(主任技術者)
最終学歴				
法令による免許		一級 士 一級 施工管理技士 指定建設業監理技術者 その他 (取得年月日・登録番号)		
工	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額			
	工期	平成 年 月から平成 年 月まで		
	従事役職			
	工事内容			
経	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額			
	工期	平成 年 月から平成 年 月まで		
	従事役職			
	工事内容			
験	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額			
	工期	平成 年 月から平成 年 月まで		
	従事役職			
	工事内容			

注 この様式は、申請者が共同企業体の場合は各構成員ごとに作成すること。

(用紙寸法 日本工業規格 A 4)

(記号) 第 号
平成 年 月 日

申請者
商号又は名称
代表者氏名 様
(共同企業体の場合は企業体名を冠する)

(支出負担行為担当者)

印

公募型指名競争入札参加者の選考結果について(通知)

あなたは、平成 年 月 日付けで北海道が公募した 工事に
係る公募型指名競争入札の参加者として指名選考されませんでしたので通知
します。

なお、当職に対して指名されなかった理由について求めることができます。
この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに北海道 部
課 係へ、その旨を記載した書面を提出してください。

(課 係)

(記号) 第 号
平成 年 月 日

申請者
商号又は名称
代表者氏名 様
(共同企業体の場合は企業体名を冠する)

(支出負担行為担当者) 印

指名されなかった理由について(回答)

平成 年 月 日付けで要求のありました北海道が公募した工事に係る公募型指名競争入札の参加者として指名選考されなかった理由は次のとおりです。

記

工 事 名	
指名されなかった理由	

(注) 当職に対して指名されなかった理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに北海道 部
課 係へ、その旨を記載した書面を提出してください。

(記号)第 号
平成 年 月 日

申請者
商号又は名称
代表者氏名 様
(共同企業体の場合は企業体名を冠する)

(支出負担行為担当者) 印

指名されなかった理由の説明について(回答)

平成 年 月 日付けで申立てのありました北海道が公募した工事に係る公募型指名競争入札の参加者として指名選考されなかった理由の説明は次のとおりです。

記

工 事 名	
指名されなかった理由の説明	

(注) 指名されなかった理由の説明に不服がある場合は、当職に対して、再苦情の申立てを行うことができます。

この再苦情の申立ては、平成 年 月 日までに北海道 部 課 係へ、その旨を記載した書面を提出してください。